

「測って目指そう適正体重キャンペーン（仮称）」開催業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、福島県（以下「県」という。）が発注を予定している「測って目指そう適正体重キャンペーン（仮称）」開催業務委託企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者が決定した後、協議の上別途作成する。

2 事業目的

本県の健康課題の一つである、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合の減少を図るため、本県が運営する「ふくしま健民アプリ（以下、アプリと言う）」を活用し、体重と生活習慣を記録するキャンペーンを実施することで、生活習慣と体重の関係を見える化し、適正体重を意識した適切な生活習慣への行動変容を促すことを目的に実施する。

3 キャンペーン概要

（1）主催者

福島県

（2）開催期間

令和6年9月～令和7年2月の間に実施する。

（3）キャンペーンの内容

県民の健康意識の向上及び健康指標の改善につながるよう、アプリを活用して、体重を記録し、体重の増減を見える化することで、適正体重を意識した適切な生活習慣を促すキャンペーンとする。

4 委託業務内容

本委託における業務内容は以下のとおりとし、プロポーザル参加者にあつては、コスト及び成果等に留意した上で、自由なアイデアを踏まえた提案を行うこと。

（1）共通事項

ア 受託者は、キャンペーンの企画、準備、運営から実績報告まで全ての業務を行うものとする。ただし、県が特に指定した場合を除く。

イ 業務の遂行に要する費用は、特に指定がある場合を除き、全て受託者が負担する。

ウ 委託事業の実施に伴う著作権は、全て県に帰属するものとする。

エ その他、疑義が生じた場合はその都度県と協議する。

（2）キャンペーンの企画

ア キャンペーンの名義及びテーマ

- ・キャンペーンの名義は「ふくしま測って健康チャレンジ」とし、県が指定するロゴを使用すること。

イ キャンペーンの内容

- ・アプリに体重と歩数、食事にかけた時間を記録し、増減をアプリ上で見える化することで、適性体重についても意識し、適切な生活習慣を促す内容とすること。
- ・体重を記録する期間や頻度については、多くの人が参加できるように設定した上で、自由に提案すること。
- ・参加者の参加意欲が向上する仕掛けや毎日入力するための仕掛けを提案するとともに入力する際にできるだけ誤入力がないような仕組みとすること。

(3) キャンペーンの運営・広報

ア 運営体制と進行管理

- ・キャンペーン運営のために事務局を設置し、準備から実施までのスケジュール調整等、キャンペーンの実施に当たり必要となる全ての運営業務を行うこと。
- ・キャンペーンの実施に当たり必要かつ適切な人員配置を行うこと。

イ 各種申請・連絡調整

- ・企業や団体等の協力が必要となる場合は連絡調整を行うこと。

ウ キャンペーンの広報

- ・県民の参加につながるよう著名人による広報や、SNS 等の県の広報媒体やふくしま健民アプリなどのほか、民間企業等の広報媒体（WEB 広告、テレビ CM、新聞等）を活用し、効果的に広報すること。
- ・告知、宣伝用のポスター、チラシ等を作成すること。
- ・働き盛り世代への参加を促すための広報手段を自由に提案すること。
- ・キャンペーンの後半でも参加者の増加が見込めるよう広報手段について提案を行うこと。
- ・キャンペーンの周知のほか、アプリのダウンロード増加を図るための効果的な広報方法についても提案すること。
- ・キャンペーン参加者の体重や歩数の変化について集計を行うこと。

エ 参加目標

- ・キャンペーンの参加者について15,000人を目標とする。

オ 著作物の使用

- ・印刷物、制作物等において使用される素材等において、他者の著作権その他の権利が及ぶものの使用は可能な限り避けること。また、これらについて、使用する際には、権利者より事前に二次使用を含めた使用の許諾及び事後において権利の主張を行わない旨の許諾を得ること。

(4) メタボ改善のためのロゴの制作

ア スローガンのロゴの制作

- ・県が考案した「みんなでチャレンジ！減塩・禁煙・脱肥満」のスローガンについて、県民に親しみやすいようロゴの提案をすること。

- ・制作したロゴについて、多くの県民の認知してもらうための広報方法及び県内の施設へのポスターの掲載について提案を行うこと。
- ・2月頃にロゴの認知度について調査を行うこと。

(5) キャンペーン終了後の業務

実績報告書等を作成し、委託業務完了後、速やかに1部提出すること。

実績報告書には、参加者の情報（年代、地域、体重の変化など）等について記載すること。

5 その他留意事項

- (1) 受託者は、委託契約書及び仕様書に基づき、常に県と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に記載のない事項については、県と受託者が誠意をもって協議し、法令を厳守して実施すること。